

財務省告示第二十六号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十五年十二月十二日に買入消却した国
 債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十六年一月十五日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	利付国庫債券 (十年)								国債の名称	記号	額面金額の 総額	額面金額百円当た りの買入価格
		第 二 百 三 回	第 二 百 四 回	第 二 百 四 回	第 二 百 五 回	第 二 百 六 回	第 二 百 六 回	第 二 百 六 回	第 二 百 六 回	第 二 百 三 回	二十億円	百五円四十八銭九厘
	七十四億円	八十億円	百二十五億円	五十二億円	五十億円	五十億円	五十億円	五十億円	第 二 百 三 回	七十四億円	百五円五十銭三厘	
	八十億円	百二十五億円	五十二億円	五十億円	五十億円	五十億円	五十億円	五十億円	第 二 百 四 回	八十億円	百四円六十一銭	
	百二十五億円	五十二億円	五十億円	五十億円	五十億円	五十億円	五十億円	五十億円	第 二 百 四 回	百二十五億円	百四円六十一銭四厘	
	五十億円	五十億円	五十億円	千億円	五十億円	五十億円	五十億円	五十億円	第 二 百 五 回	千億円	百四円六十一銭九厘	
	五十億円	五十億円	五十億円	千億円	五十億円	五十億円	五十億円	五十億円	第 二 百 六 回	千億円	百四円六十一銭一厘	
	五十億円	五十億円	五十億円	千億円	五十億円	五十億円	五十億円	五十億円	第 二 百 六 回	千億円	百四円十三銭一厘	
	五十億円	五十億円	五十億円	千億円	五十億円	五十億円	五十億円	五十億円	第 二 百 六 回	千億円	百四円十四銭一厘	
	五十億円	五十億円	五十億円	千億円	五十億円	五十億円	五十億円	五十億円	第 二 百 六 回	千億円	百四円十六銭	
	千五百一億円	千五百一億円	千五百一億円	千五百一億円	千五百一億円	千五百一億円	千五百一億円	千五百一億円	合 計	千五百一億円		